

## 青森県教育委員会第857回定例会会議録

1 期 日 令和2年6月3日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時48分

4 場 所 教育庁教育委員会室

### 5 議事目録

報告第1号 行政文書一部開示決定に対する審査請求に係る青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

議案第1号 令和3年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について・・・原案決定

議案第2号 令和3年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について・・・原案決定

議案第3号 令和3年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第4号 県立高等学校の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第5号 県立高等学校の募集停止について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第6号 県立高等学校の学科の設置及び廃止について・・・・・・・・原案決定

そ の 他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（改定案）について

そ の 他 職員の懲戒処分状況について

### 6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

田中教育次長、三戸教育次長、古川教育政策課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、仁和高等学校教育改革推進室長

（※新型コロナウイルス感染症対策のため関係者のみ出席）

・会議録署名委員

町田委員、杉澤委員

・書記

西野数馬、藤田真希也

### 7 議 事

報告第1号 行政文書一部開示決定に対する審査請求に係る青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

（非公開の会議に付き記録別途）

### 議案第 1 号 令和 3 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について

(長内学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。今回御審議いただく令和 3 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、1 の県立中学校の通学区域は、県下一円とする。2 の入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。3 の選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。とし、昨年度の基本方針を踏襲している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 1 号は原案のとおり決定する。

### 議案第 2 号 令和 3 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

(長内学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。今回御審議いただく令和 3 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、1 の高等学校の通学区域は、県下一円とする。2 の全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。(1) 出願は、1 人、1 校 1 学科(部)に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第 2 志望を認める。(2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。(3) やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。などであり、追検査の実施について新たに定めることとしている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 2 号は原案のとおり決定する。

### 議案第 3 号 令和 3 年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について

(長内学校教育課長)

青森県立特別支援学校高等部の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。今回御審議いただく令和 3 年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針については、1 の特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。2 の入学者の選抜は、次のとおりとする。(1) 出願は、1 人、

1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第2志望を認める。(2)選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。(3)青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。などであり、追検査の実施について新たに定めることとしている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号は原案のとおり決定する。

#### 議案第4号 県立高等学校の設置について

(仁和高等学校教育改革推進室長)

令和3年度の県立高等学校の設置について、御説明する。参考資料の1ページを御覧いただきたい。

まず、「1 上北地区統合校」についてである。

(1)設置の経緯について、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画では、上北地区統合校に関して、十和田西高等学校、六戸高等学校及び三本木農業高等学校を統合の対象校とし、令和3年度に三本木農業高等学校の校舎を使用し御覧の学科構成で設置することとしている。

(2)名称案についてである。名称案は「青森県立三本木農業恵拓高等学校」としたいと考えており、その理由は、昨年度開催した上北地区統合校開設準備委員会において慎重に協議された結果を尊重し、提案のあった「三本木アグリフロンティア高等学校」、「三本木拓生高等学校」、「三本木農業高等学校」、「三本木農業恵拓高等学校」の4案を対象に検討した結果、「三本木農業」の名称は広く地域内外に浸透し親しまれていること、複数の自治体に所在する高校を統合し新しい高校としてスタートすることなどを総合的に勘案し、上北地区統合校の名称案は「三本木農業恵拓高等学校」としたいと考えたものである。

次のページを御覧いただきたい。

(3)位置について、校舎は、現在の三本木農業高等学校の校舎を使用することとしている。

(4)設置する課程、学科、学級数及び募集人員(予定)について、「普通科」2学級、「植物科学科」1学級、「動物科学科」1学級、「環境工学科」1学級及び「食品科学科」1学級とし、普通科には「文理総合コース」及び「地域・観光コース」を設置予定としている。

(5)設置時期は令和3年4月1日としている。

次に、「2 西北地区統合校」についてである。

(1)設置の経緯について、第1期実施計画では、西北地区統合校に関して、金木高等学校、板柳高等学校、鶴田高等学校及び五所川原工業高等学校を統合の対象校とし、令和

3年度に五所川原工業高等学校の校舎を使用し御覧の学科構成で設置することとしている。

次のページを御覧いただきたい。

(2) 名称案についてである。名称案は「青森県立五所川原工科高等学校」としたいと考えており、その理由は、昨年度開催した西北地区統合校開設準備委員会において慎重に協議された結果を尊重し、提案のあった「五所川原工科高等学校」、「五所川原志学館高等学校」、「五所川原実業高等学校」、「五所川原南高等学校」、「津軽中央高等学校」の5案を対象に検討した結果、これまでも市町村名及び専門学科で構成された校名があり県民から広く親しまれていること、普通科と工業科を併置する新しい高校としてスタートする中で、校名に「工」を付すことで工業科の設置が明確に分かることなどを総合的に勘案し、西北地区統合校の名称案は「五所川原工科高等学校」としたいと考えたものである。

(3) 位置について、校舎は、現在の五所川原工業高等学校の校舎を使用することとしている。

(4) 設置する課程、学科、学級数及び募集人員（予定）について、「普通科」2学級、「機械科」1学級、「電子機械科」1学級及び「電気科」1学級とする。

(5) 設置時期は令和3年4月1日としている。

なお、当該高等学校の設置及び名称については、今後、青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案を県議会へ提案し、その議決により決定するものである。

(野澤委員)

上北地区統合校及び西北地区統合校の名称、学科構成は案のとおりでいいと思う。各々の地区の特色を反映した名称であり、これから入学する生徒たちの希望あふれる名称になっている。また、新しい学科構成となっており、これから特色ある学校を作ろうということが表されている。

(中沢委員)

これまで開設準備委員会において協議された結果であると思っている。それぞれの地域で学校に対する思いがあるため、ワクワクするような学校づくりをしていただきたい。また、統合校に関して子どもたちが不安にならないように丁寧に説明を行いながら進めていただきたい。

(豊川委員)

両地域で開設準備委員会を立ち上げ、しっかりと検討してきたことが分かった。名称はシンプルであることがいいと思うが、複数校の統合であるため、それぞれの高校の特徴を含めて作らざるを得なかったものと感じている。有識者や学校関係者等がしっかりと検討し提案され決められたものであり、この名称でよい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号は原案のとおり決定する。

## 議案第5号 県立高等学校の設置について

(仁和高等学校教育改革推進室長)

令和3年度の県立高等学校の募集停止について、御説明する。参考資料の5ページを御覧いただきたい。

まず、「1 募集停止の経緯」についてである。

第1期実施計画では、金木高等学校、板柳高等学校、鶴田高等学校、五所川原工業高等学校、十和田西高等学校、六戸高等学校及び三本木農業高等学校を令和3年度に募集停止することとしている。

具体的には、次のページの「2 募集停止の内容」を御覧いただきたい。先ほど御審議いただいた内容と重複するが、(1)については、金木高等学校、板柳高等学校、鶴田高等学校及び五所川原工業高等学校について募集停止し、五所川原工科高等学校を新設することとしている。

また、(2)については、十和田西高等学校、六戸高等学校及び三本木農業高等学校について募集停止し、三本木農業恵拓高等学校を新設することとしている。

ただ今、御説明した県立高等学校の募集停止については、第1期実施計画において時期を示すとともに、昨年10月の第317回臨時会において見込みとして公表しているところである。

次のページを御覧いただきたい。

最後に、「3 参考」として「第1期実施計画における1学級規模の地域校」について御説明する。

マルの1つ目のとおり、第1期実施計画においては、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じる高等学校を地域校として配置したところである。

ただし、マルの2つ目のとおり、1学級規模の地域校については、更なる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、四角囲みにあるとおり、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満、つまり20人未満となった場合には、募集停止等に向けて当該高等学校の所在する市町村等と協議することとしている。1学級規模の地域校である木造高等学校深浦校舎の入学状況は御覧のとおりであり、2年間継続して20人未満となったことから、令和3年度の募集停止に向け、当該高等学校の所在する深浦町と協議しているので、参考としてお知らせする。

なお、中学生の進路選択への影響も考慮し、例年どおり10月には翌年度の募集人員を決定する必要があると考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号は原案のとおり決定する。

## 議案第6号 県立高等学校の学科の設置及び廃止について

(仁和高等学校教育改革推進室長)

令和3年度の県立高等学校の学科の設置及び廃止について、御説明する。参考資料の8ページを御覧いただきたい。

まず、「1 学科の設置及び廃止の経緯」についてである。

第1期実施計画では、今回設置及び廃止する学科に関して、(1) 全日制課程のうち農業科では、「弘前実業高等学校の農業経営科における学習内容を柏木農業高等学校に集約することにより、中南地区における農業教育の一層の充実を図る」こととしている。

また、工業科では、「青森工業高等学校の電子機械科を機械科に統合し、機械の設計、製作等に加え、コンピュータ制御技術等に関する学習の充実を図る」とともに、「八戸工業高等学校の電子機械科を機械科に統合し、機械の設計、製作等に加え、コンピュータ制御技術等に関する学習の充実を図る」、また、「情報技術科を電子科に統合し、回路設計、電子機器の製作技術等に加え、情報処理技術等に関する学習の充実を図る」、さらに、「土木建築科は、土木コース、建築コースの志願・入学状況を踏まえ、土木科及び建築科に改編し、それぞれの学習の充実を図る」こととしている。(2) 定時制課程については、「入学者数が大幅に減少し、教育環境の維持が困難となっている工業技術科を募集停止」し、「工業技術科の募集停止後であっても、引き続き、他の定時制課程において、職業教育に関する専門科目の充実を図るとともに、高校教育を受ける機会の確保に努める」こととしている。この第1期実施計画に基づき、関係高等学校の学科改編を令和3年度に行うものである。

次のページを御覧いただきたい。

「2 学科の設置及び廃止の内容」についてである。

まず、弘前実業高等学校において、農業経営科を募集停止するが、農業経営科で培ってきた、食品流通や農業情報処理等、農業経営に関わる知識と技術の学習内容は、柏木農業高等学校において継続的に取り組み、生徒の進路選択幅を確保することとしている。

次に、青森工業高等学校において、全日制課程の電子機械科を募集停止の上、機械科に改編・統合することとしている。電子機械科で培ってきた、コンピュータ制御等の知識・技術を身に付けた人財の育成は、電子機械に関する学習内容を含む科目を開設するとともに、機械科における実習及び課題研究を通して継続的に取り組み、生徒の進路選択幅を確保することとしている。

また、定時制課程の工業技術科を募集停止するが、募集停止後であっても、他校の定時制課程において、職業教育に関する専門科目を引き続き実施していくこととしている。

次のページを御覧いただきたい。

次に、弘前工業高等学校において、定時制課程の工業技術科を募集停止するが、募集停止後であっても、他校の定時制課程において、職業教育に関する専門科目を引き続き実施していくこととしている。

最後に八戸工業高等学校において、まず、全日制課程について、電子機械科を募集停止の上、機械科に改編・統合することとしている。電子機械科で培ってきた、コンピュータ制御等の知識・技術を身に付けた人財の育成は、電子機械に関する学習内容を含む科目を開設するとともに、機械科における実習及び課題研究を通して継続的に取り組み、生徒の

進路選択幅を確保することとしている。

また、情報技術科を募集停止の上、電子科に改編・統合することとしている。情報技術科で培ってきた、情報処理技術等の知識・技術を身に付けた人財の育成は、情報技術に関する学習内容を含む科目を開設するとともに、電子科における実習及び課題研究を通して継続的に取り組み、生徒の進路選択幅を確保することとしている。

さらに、土木建築科については、土木コース及び建築コースとしてそれぞれ募集していたが、土木科及び建築科として改編することとする。

定時制課程については、工業技術科を募集停止するが、募集停止後にあっても、他校の定時制課程において、職業教育に関する専門科目を引き続き実施していくこととしている。

なお、これらの学科の設置及び廃止のうち、廃止の時期は令和3年3月31日であるが、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間は、存続するものである。ただ今、御説明した県立高等学校の学科の設置及び廃止については、昨年10月の第317回臨時会において見込みとして公表しているところである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第6号は原案のとおり決定する。

## その他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（改定案）について

(田中教育次長)

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（改定案）について御説明する。

会議資料の8ページを御覧いただきたい。

「1 これまでの取組」であるが、平成28年1月に、県内の有識者で構成する「青森県立高等学校将来構想検討会議」から受けた答申を踏まえ、平成28年8月には、平成30年度以降の県立高校教育改革に関する基本的な考え方を示す基本方針を策定した。その後、地区意見交換会の開催により、具体的な学校配置について、地域の学校教育関係者等から幅広い御意見をいただいた上で、平成29年7月に第1期実施計画を策定し、現在、計画の推進に努めているところである。

「2 基本方針（改定案）に係る検討」であるが、令和3年度に予定している第2期実施計画の策定に当たり、基本方針の内容を改めて確認し必要に応じて見直しを図るため、「青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議」を設置し、去る5月26日に検証結果に関する報告書を提出いただいたところである。検証会議からの報告書を踏まえるとともに、国の制度改正等に対応するため、基本方針を一部見直し、今般、第2期実施計画の策定・推進に向けた基本的な考え方を示すものとして、基本方針（改定案）を取りまとめた。検証会議からの報告書及び基本方針（改定案）の内容については、この後、御説明するが、「4 今後のスケジュール」にあるとおり、基本方針（改定案）については、パブリック・コメントを実施するとともに、県内6地区において地区懇談会を開催するなど、県民の皆様から幅広く御意見を伺うこととしている。その後は、県民の皆様からいただいた御意見等を踏まえながら、8月の基本方針改定に向け、引き続き検討を重ねていき

たいと考えている。それでは、検証会議からの報告書について御説明するので、別添で配布している資料1の1ページを御覧いただきたい。

「1 (青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針) 検証会議の設置趣旨」については、先ほど御説明したとおりである。

「2 検証の進め方」についてであるが、検証会議では、答申を踏まえ、基本方針や第1期実施計画に基づき、県教育委員会がどのような取組を行ってきたのか御説明した上で、当該取組が答申の趣旨に合致しているか確認していただいた。その上で、今後、更なる中学校卒業予定者数の減少が見込まれる中であっても、本県の未来を担う人財を育成するための教育環境の整備に向け、基本方針を見直す必要があるかという観点で検討していただいた。

「3 答申を受けた県教育委員会の取組に係る評価」以降が、具体的な検証結果となる。資料は、上段に答申の内容、下段に検証会議の評価として構成されている。

「3 (1) 県立高等学校教育改革推進計画の背景等」については、高校教育改革の前提となる中学校卒業予定者数について、答申作成時と現在とで推計に乖離がない状況を確認していただいた。

2ページを御覧いただきたい。

「(2) 学校・学科の在り方」について、第1期実施計画では、先ほど議案でも御審議いただいたとおり、各学科の改編に取り組むとともに、各種事業に取り組んでいる。これを踏まえ、評価のマルの1つ目として、1行目後段になるが、

○これらは答申が示す趣旨と合致していることから、引き続き取り組んでもらいたい。となっている。

また、普通科等の重点校を各地区に配置するとともに、農業科・工業科・商業科の拠点校を全県的なバランスを考慮して配置し、各高校と連携した取組により、県全体の高校教育の質の確保・向上を図っているところである。このことについては、評価のマルの2つ目として、

○各校が果たす役割を周知するとともに、機能の一層の充実に取り組んでもらいたい。となっている。

3ページを御覧いただきたい。

「(3) 学校規模・配置」については、基本となる学校規模を1学年当たり4学級以上とするなど、学校規模の標準を設けたところであるが、このことについて、評価のマルの1つ目として、

○生徒数が減少する中であっても、生徒一人一人にこれからの時代に求められる力を育むため、今後も取組を継続してもらいたい。となっている。

また、生徒の通学環境に配慮するため、地域校を配置したところであるが、このことについて、マルの2つ目として、

○基本方針に定める基準等に該当した地域校については、中学生の進路選択に不安を与えないような対応について検討してもらいたい。

となっている。さらに、第1期実施計画の策定に当たっては、各地区で地区意見交換会を開催し幅広い御意見を伺った上で検討を進めたほか、高校の統合に当たっては、統合校ご



とに開設準備委員会を設置し、統合校の名称等について検討していただいたところである。このことについては、マルの3つ目として、

○第2期実施計画の策定に当たって、第1期実施計画策定時と同様に、地域の御意見を伺うことが非常に大切であり、地区意見交換会を実施するとともに、統合がある場合は開設準備委員会を開催し、関係者の御意見を伺いながら取り組んでもらいたい。となっている。

4 ページを御覧いただきたい。

「(4) 各地区の学校配置等に関する基本的な方向性」について、答申では、地区ごとの募集学級数の見込みや重点校・拠点校の配置等に関する方向性が示されており、この方向性に沿って第1期実施計画を策定し、現在、着実に計画を進めているところである。このことについての評価としては、

○毎年の中学校卒業予定者数を確認した上で、第1期実施計画に基づき進められており、今後も継続して取り組んでもらいたい。となっている。

5 ページを御覧いただきたい。

「(5) 魅力ある高等学校づくりに向けて」であるが、答申では、「2 教育活動の充実に向けた取組」の一番下のひし形にあるとおり、全国からの生徒募集に係る検討が示されているが、基本方針策定時には、県内市町村から導入に係る具体的な要請がなかったこと等を踏まえ、基本方針に全国募集の導入に係る記載を盛り込むなどの対応は見送ったところである。しかしながら、現在、全国募集を導入している都道府県が増加していること等を踏まえ、評価としては、マルの2つ目にあるとおり、

○全国からの生徒募集を導入している都道府県が増加しているとともに、高校が所在する市町村等が中心となり、高校の魅力化に取り組み、全国から生徒を募集した結果、高校の活性化が図られた事例があったことも踏まえ、多様な価値観に触れる機会を確保するなど本県の生徒にとってより充実した教育環境の実現という視点を踏まえた上で、全国からの生徒募集の導入について検討してもらいたい。となっている。

6 ページを御覧いただきたい。

ただいま御説明した各項目の評価を踏まえ、「第2期実施計画策定に向け検討を期待する取組」として、基本方針の見直しを含め検討すべき点が示されている。

1点目は、重点校、拠点校における連携の推進として、重点校、拠点校の取組を継続するとともに、各高校との連携状況に係るアピールや円滑な連携に向けた体制づくりを進めること。

2点目は、中学生の進路選択への配慮として、基本方針に定める基準等に該当した地域校について、中学生の進路選択に不安を与えないような対応を検討すること。

3点目は、全国募集の導入について検討すること。

となっている。

続いて、検証会議の報告を踏まえながら、検討した基本方針(改定案)の内容について、御説明する。

資料2が基本方針(改定案)の本冊となっているが、概要を資料3としてまとめている

ので御覧いただきたい。

まず、「第1 計画策定の趣旨」について、「背景」として、①のグローバル化等の社会の急速な変化に加え、今後は、②の学習指導要領の改訂や成年年齢の引き下げにも対応する必要がある。また、④のとおり、今後も中学校卒業予定者数の減少が見込まれている。このような中であっても、右側になるが、本県の未来を担う人財を育成するため、引き続き、生徒一人一人に「生きる力」に加え、「逞しい心」、「学校から社会への円滑な移行に必要な力」、「本県の未来を力強く支えようとする心」を育み、全ての高校において、「地域を支える人財」、「社会を牽引する人財」、「産業の発展に貢献する人財」を育成する。

また、「計画策定の考え方」については、これまでの考え方を踏襲し、「充実した教育環境の整備」と「各地域の実情への配慮」の2つの点に留意すること、県全体が一丸となって高校教育を推進する「オール青森」の視点により取り組むこと、「県民の理解と協力」の下で計画策定を進めることとしている。

次に、下段に記載している「計画の構成」であるが、改定後の基本方針については、令和5年度以降を計画期間とする第2期実施計画の策定・推進に向けた基本的な考え方を示すものとなる。

2ページを御覧いただきたい。

「第2 学校・学科の充実」では、「共通」の欄にあるように、全ての高校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度を養う。その下の「教育環境・各学科の充実」であるが、検証会議からの報告を踏まえ、これまでの取組を継続することとし、「普通科等」においては、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的な役割を担う高校を重点校とし、各高校が連携して、県全体の普通科等の質の確保・向上を図る。

また、右隣の「職業教育を主とする専門学科」では、農業科・工業科・商業科において、各学科の学習の拠点となる高校を拠点校とし、各高校と連携して、県全体の職業教育を主とする専門学科の質の確保・向上を図る。一番下にある「定時制・通信制課程の方向性」では、「共通」の欄にあるように、様々な事情を抱える生徒に広く高校教育を提供する役割を果たしていくため、引き続き、教育環境の充実を図る。

次に、3ページの「第3 学校規模・配置の方向性」であるが、計画的な学校配置に当たっては、引き続き、「高校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を考慮しながら取り組む。充実した教育環境の整備については、検証会議からの報告を踏まえ、これまでどおり、1学年当たり4学級以上の規模を標準とし、下の全日制課程における学校配置の方向性の①にあるとおり、学校規模の標準や中学生のニーズ等を踏まえながら取り組む。

下段の「地域校への対応」を御覧いただきたい。

学校規模の標準を満たさない高校であっても、募集停止等により高校への通学が困難な地域が新たに生じる高校を地域校として配置する。その下になるが、地域校については、入学者数に応じて学級減や募集停止に向け対応することとしているが、検証会議からの報告を踏まえ、中学生の進路選択に不安を与えないよう、学級減や募集停止の時期を「翌年度」と明確化している。「定時制・通信制課程における学校配置の方向性」としては、引き続き、現在の配置の考え方を基本とする。「計画的な学校配置に向けた取組」として、

第2期実施計画策定に当たっても、地区意見交換会を開催し、あらかじめ具体的な学校配置について、地域の意見を伺いながら検討を進めていく。

また、計画的な統合を行う場合には、統合対象校の関係者等で構成する開設準備委員会を設置し、統合校の新たな名称等について検討する。

4ページを御覧いただきたい。

「第4 魅力ある高等学校づくり」では、「学校・家庭・地域等との連携の推進」や「教育活動の充実に向けた取組」について、方向性を示しており、特別支援学校と連携しながら、高校における特別支援教育の充実に向け、通級による指導を推進すること等を記載している。「教育活動の充実に向けた取組」については、検証会議からの報告を踏まえ、⑤にあるとおり、より充実した教育環境の実現を図るため、全国からの生徒募集の導入について検討することを明記している。

最後に、「第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進」では、県民に幅広く情報提供するとともに意見を伺いながら、多くの県民の理解を得られるよう取り組むこと等を示している。基本方針（改定案）に関する説明は以上となるが、冒頭でも御説明したとおり、基本方針（改定案）については、パブリック・コメントを実施するとともに、県内6地区において地区懇談会を開催するなど、県民の皆様から幅広い御意見を伺った上で、8月の改定を目指し、検討を重ねていく。

（中沢委員）

検証会議からの報告を踏まえ、基本方針改定案では、全国募集の導入に向けた検討について追記しているが、他県における導入状況を確認したい。また、本県の市町村から全国募集の導入を求める意見はあるのか伺いたい。

（仁和高等学校教育改革推進室長）

他県における導入状況について、今年度の入学生に関しては、全国の約75%に当たる35道府県において導入されており、基本方針を策定した平成28年度に比べ約30ポイント増加している。なお、東北地方において未導入の県は、本県と宮城県の2県となっている。

また、本県の市町村からの意見については、昨年度全ての市町村を訪問した際には、全国募集の導入に係る意見を複数の市町村からいただいております。全国募集を求める意見は増えている状況にある。

（中沢委員）

全国募集を導入した場合の効果や導入する場合の課題について伺いたい。

また、全国募集について本県の高校へ問い合わせがあるものか伺いたい。

（仁和高等学校教育改革推進室長）

他県の状況について聞き取りを行ったところ、効果としては、県外生徒との交流により、コミュニケーション能力の向上や切磋琢磨する気持ちの醸成が図られること、県内生徒のみでは気付きにくい地元の魅力の再発見につながること等があげられている。一方、課題としては、県外生徒の生活環境の確保や緊急時の対応等があげられ、高校が所在する市町

村の理解や支援が必要である。

他県からの問い合わせについては、三本木農業高校や五所川原農林高校への問い合わせがある。

(杉澤委員)

自身と異なる価値観を持つ他県の生徒と交流することは、高校卒業後の進学や就職に当たっても有意義な経験であると思う。生徒数が減少する中であっても充実した教育環境を整備するため、全国募集の導入に向け前向きに検討を進めるべきであると考えている。全国募集に当たっては特色ある魅力を打ち出さなければならないと考えている。全国募集を行っている事例を見ると早期から高校存続を願い、その地ならではの自治体の思いを持って努力してきている高校もある。全国から入学者を集めるためには、地元市町村としっかりと連携しながら、各高校の魅力化を進める必要がある。今後、在学中の生徒の心境の変化や卒業後の生徒の状況など他県の状況について、徹底的に調査するとともに、各市町村と共通理解を図っていく必要があると考えている。

(町田委員)

基本方針検証会議から基本方針の見直しを含めた検討を求められている事項のうち、「重点校・拠点校における連携の推進」については、基本方針の内容を改定しないようだが、事務局ではどのような対応を想定しているのか伺いたい。

(仁和高等学校教育改革推進室)

重点校・拠点校の取組については、各重点校・拠点校が年間の取組計画を作成し全ての県立高校において情報共有するとともに、年度末には取組成果をまとめた上で次年度の取組計画につなげている。

また、重点校・拠点校の担当教員を一堂に会した会議を開催し、取組における成果や課題の共有に努めているところであり、このような取組を継続することにより円滑な連携に向けた体制づくりを進めたい。

併せて、重点校・拠点校の取組については、引き続き「教育広報あおもりけん」等を使用した広報に取り組みたい。

(町田委員)

基本方針検証会議報告書について、検討を求められている事項はあるものの、基本的にはこれまでの考え方を継続すべきとの意見であったと捉えている。これから第2期実施計画を策定していくこととなるが、めまぐるしく時代は変わっていくことが予想されるとともに、新型コロナウイルス感染症など何が起こるか分からない状況の中においても、柔軟に教育環境の整備に取り組んでいただきたい。これまでの学校規模の標準を踏まえながら、時代時代にあった教育に改善し、第2期実施計画の策定を進めていただきたい。

(野澤委員)

本県の高校教育改革を進めるに当たって、各高校が主体的に魅力づくりを行うことが求

められている。基本方針改定案の1ページにある背景は、新型コロナウイルス感染症により、学び方や働き方が劇的に変化してきている。そのような中で、第2期実施計画に向け、様々なことを意識しながら取り組んでいく必要があると思う。これから行う地区懇談会やパブリック・コメントにおける意見は、どのように情報提供していただけるか伺いたい。

(仁和高等学校教育改革推進室)

6月11日から地区懇談会、6月4日からパブリック・コメントを実施する。県民から意見を伺いながら進めなければならないと考えている。意見等については、次回の定例会等で説明を行いながら進めたい。

(野澤委員)

7月に地区懇談会等の意見を聞き、8月に基本方針を改定。改定後は、9月から2月にかけて地区意見交換会を開催し、第2期実施計画の策定に向け意見を伺う予定だと思っている。地区意見交換会においては、大きく変化している社会背景を意識した意見が出され、青森県立高等学校教育改革に向け実り多いまとめができることを期待している。

(教育長)

基本方針を基本的な考え方として第2期実施計画の策定を進めていくことになるが、地区意見交換会などにおいて、多くの意見を伺いながら進めて行く。第2期実施計画は、令和5年度から入学する生徒に対しての計画となるため、生徒が進路決定する際に困らぬよう令和3年度中の策定を見込んでいる。

(豊川委員)

第1期実施計画が計画どおり進められたことは検証できた。今回、基本方針の改定案が示されたが、本県の未来を担う子どもたちのための教育環境を整備するためのものであり、各地域の方々にも内容を御理解いただくとともに、幅広い意見を伺いながら進めることが最も大切であると思う。今後、地区懇談会やパブリック・コメントを実施するに当たり、事務局では広報活動を充実させるとともに、丁寧に意見を伺うことに努めていただきたい。子どもたちが学ばば夢を思い描くことができる教育環境をオール青森の視点で取り組めるよう、第2期実施計画を策定していただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針(改定案)については、青森県教育委員会として了解した。

## その他 職員の懲戒処分の状況について

(早野教職員課長)

5月に行った職員に対する懲戒処分1件について、社会的影響が大きい事案であるため、その概要を御説明する。この事案は、中南地域弘前市の小学校教諭が、令和元年9月2日、

弘前市内のホテルにおいて、18歳未満と知りながら、女子中学生と淫らな行為をし、また、同年11月6日に当該女子中学生と、再び同じホテルへ入室したものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

なお、本事案は、処分後速やかに公表を行っている。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、市町村教育委員会に対して、これまでも再三にわたり、指導の徹底をお願いしてきたところであるが、小学校教諭がわいせつ行為に及んだことは極めて遺憾である。そのため、処分日と同日付けで、市町村教育委員会及び県立学校に対し、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するよう通知した。

また、「懲戒処分に係る標準処分例」を一部改正し、職員は、わいせつ行為等の特に重大な非違行為を絶対にしてはならないことを改めて周知したところである。県教育委員会として、今後とも、市町村教育委員会と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図っていく。

(豊川委員)

不祥事が続いているため、指導を徹底するようお願いする。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分については、青森県教育委員会として了解した。